

# 規則

知事が行う公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

## 埼玉県規則第十九号

知事が行う公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

知事が行う公文書の開示等に関する規則（平成十三年埼玉県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

求める開示の実施の方法 開示の実施の方法に希望するものがあれば、 <input type="checkbox"/> 案内にシ印を付してぐださい。	1 文書又は図画の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 送付を希望） 電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付（ <input type="checkbox"/> 送付を希望） <input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体に複写したものを希望）
---	---

様式第九号中

希望） 閲覧、聴取又は 交付（ <input type="checkbox"/> 送付	求める開示の実施の方法 開示の実施の方法に希望するものがあれば、 <input type="checkbox"/> 案内にシ印を付してぐださい。	1 文書又は図画の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写し（複写機により用紙に複写し （ <input type="checkbox"/> 送付を希望） <input type="checkbox"/> 写し（スキャナにより読み取った 録を電磁的記録媒体に複写したも （ <input type="checkbox"/> 送付を希望） 2 電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付（ <input type="checkbox"/> 送 専用機器により再生したものの閱 聴 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体に複写したものを （ <input type="checkbox"/> 送付を希望）
---	---	--

たもの）の交付  
できた電磁的記  
の）の交付  
付を希望）  
覧、聴取又は視  
交付

に定める。

様式第九号に次のように加える。

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第 1 の 1 の規定による文を記載して行うこと。

「 希望する開示の 実施の方法 希望する□内にし印 を付してください。 複数選択できます。」	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写し又は用紙に出力したものの交付 <input type="checkbox"/> 聴取又は視聴 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体に複写したものの交
---	--

様式第 13 号 申

「 (□送付を希望) 付 (□送付を希望)」	「 希望する開示の 実施の方法 希望する□内にし印 を付してください。 複数選択できます。」	1 文書又は図画の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写し (複写機により <input type="checkbox"/> 写し (スキャナによ 録媒体に複写したも 電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したもの <input type="checkbox"/> 用紙に出力したもの <input type="checkbox"/> 専用機器により再生 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体に複
------------------------------	---	---

用紙に複写したもの)の交付(□送付を希望)り読み取ってできた電磁的記録を電磁的記  
 の)の交付(□送付を希望)

に始まる。

の閲覧  
 の交付(□送付を希望)  
 したものの閲覧、聴取又は視聴  
 写したものの交付(□送付を希望)

規 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の知事が行う公文書の開示等に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。